

【令和元年度国民健康保険料の料率】

賦課限度額については、医療分のみ前年度から3万円の引き上げとなっております。
 なお、旧ただし書所得とは、総所得金額等から基礎控除の33万円を控除した額です。

(1) 医療分

区分	令和元年度	平成30年度	対前年度比較
所得割	旧ただし書所得の5.73%	旧ただし書所得の5.73%	0ポイント
均等割	23,640円	23,640円	0円
平等割	16,440円	16,440円	0円
賦課限度額	610,000円	580,000円	30,000円

(2) 後期高齢者支援金分

区分	令和元年度	平成30年度	対前年度比較
所得割	旧ただし書所得の2.49%	旧ただし書所得の2.49%	0ポイント
均等割	9,840円	9,840円	0円
平等割	6,840円	6,840円	0円
賦課限度額	190,000円	190,000円	0円

(3) 介護分

区分	令和元年度	平成30年度	対前年度比較
所得割	旧ただし書所得の2.07%	旧ただし書所得の2.07%	0ポイント
均等割	10,320円	10,320円	0円
平等割	5,040円	5,040円	0円
賦課限度額	160,000円	160,000円	0円

(4) 一人当たり保険料

令和元年度	平成30年度	対前年度比較
106,366円	106,027円	339円(0.32%増)

※ 一人当たり保険料は、保険料率決定時の見込数値による平均値で、法定軽減分を除いております。

以 上
 福祉健康部 保険年金課